

記事提供：日本年金機構 年金事務所
全国健康保険協会 茨城支部
発行：一般財団法人 茨城県社会保険協会
水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8F
TEL.029-226-8005

社会保険 いばらき

8

ますます便利な「ねんきんネット」

2014 August
NO.433

- 日本年金機構からのお知らせ
- 茨城県医師会と全国健康保険協会茨城支部が覚書を締結しました



「大洗サンビーチ」(撮影・大洗町)：日本写真家協会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

ますます便利な「ねんきんネット」!

NEW! 年金記録を一覧形式で確認できます!

- 従来の「年金記録照会」の画面に加え、年金記録や年金見込額、老齢年金の受給額などを一覧形式で確認できるようになりました。

年金記録の一覧表示画面

NEW! 各種届書をパソコンで作成・印刷できます!

- 日本年金機構に提出する一部の届書の作成をサポートします。入力項目のエラーチェックや、基礎年金番号・生年月日などの基本情報を自動表示します。
- 作成した届書は、印刷してお近くの年金事務所等にご持参もしくはご郵送ください。



ご利用登録画面



年金記録照会画面

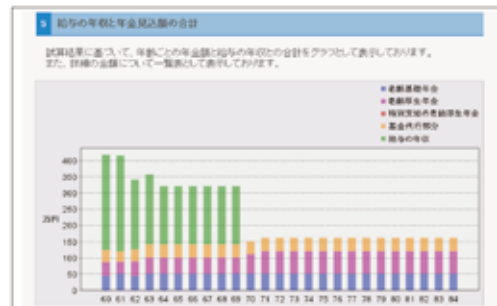
NEW! スマートフォンで年金記録を確認できます!

- スマートフォンでも、ご利用登録や年金記録の確認ができるようになりました。

◆ いつでも、最新の年金記録を確認できます!

- ご自宅のパソコンで、24時間いつでも、毎月更新された年金記録を確認できます。

年金記録照会画面



年金見込額試算画面

◆ 年金の見込額を試算できます!

- 「年金を受け取りながら働き続けた場合」など、さまざまな働き方に応じた年金の見込額を試算できます。

◆ 持ち主の分からない年金記録を検索できます!

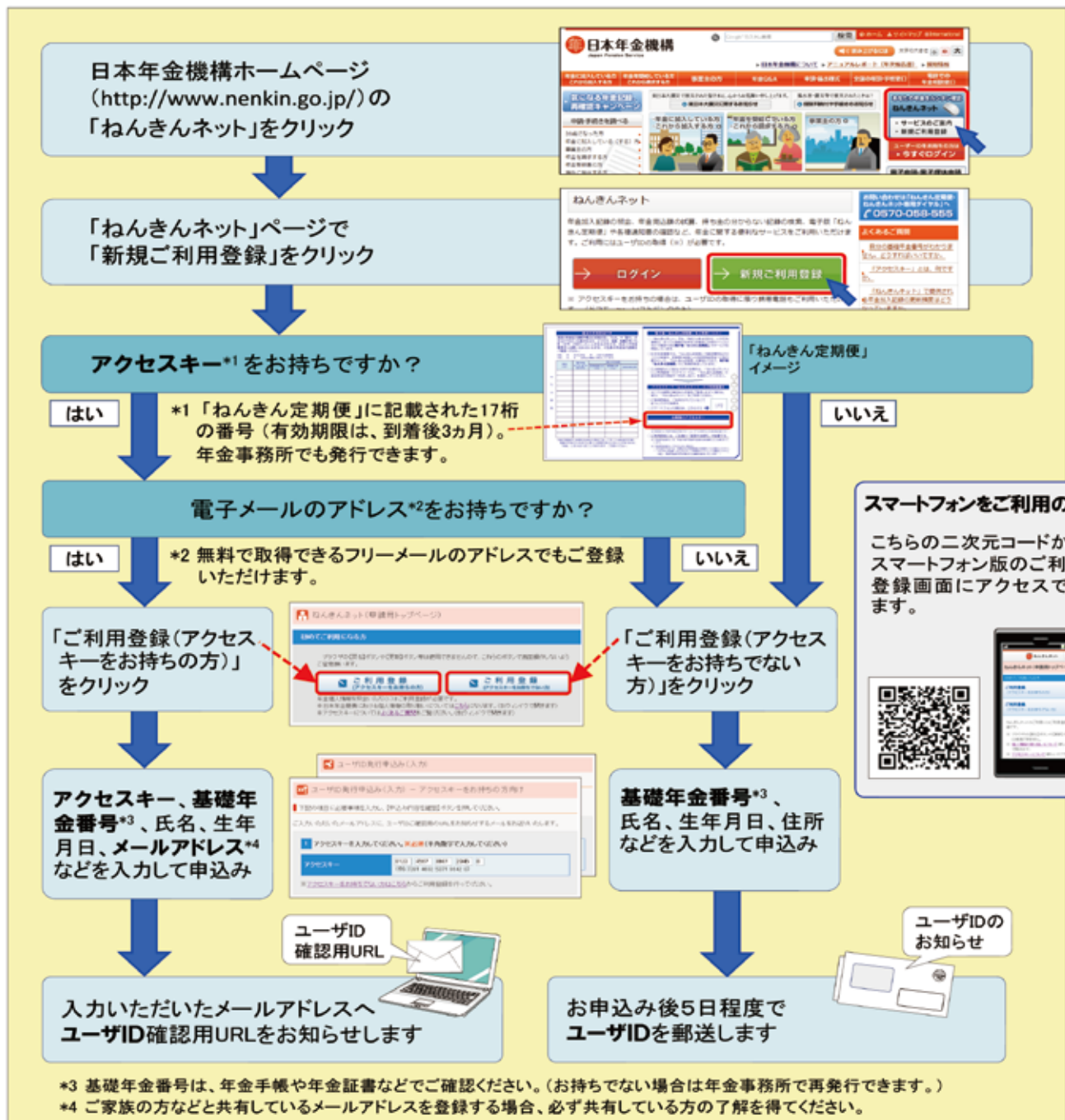
- 氏名、性別、生年月日を入力すると、入力した条件に一致する持ち主不明記録があるかどうか調べられます。

◆ 電子版の各種通知書を確認できます!

- 年金振込通知書などの年金の支払いに関する通知書や、毎月の記録が更新された「ねんきん定期便」をパソコンで確認・ダウンロードできます。

- 「ねんきんネット」のご利用には、ユーザーIDが必要です。ユーザーIDをお持ちでない方は、裏面を参考に、新規ご利用登録をお願いします。
- 一部の郵便局や市区町村窓口でも年金加入記録を印刷してお渡しています。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

◆◆ 新規ご利用登録はとっても簡単！ ◆◆



メモ欄 (必要に応じ、お使いください)

• 基礎年金番号

• メールアドレス @

• アクセスキー

• ユーザID

詳しくは「ねんきんネット」で検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

電話でのお問い合わせは、
「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用ダイヤル」へ

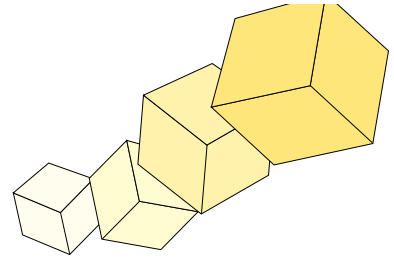
0570-058-555

03-6700-1144 (050から始まる電話でおかけになる場合)

日本年金機構からのお知らせ

平成26年4月から

国民年金保険料の取扱いが変わりました。



① さかのぼって免除申請ができるようになりました。

これまでは、さかのぼって免除申請ができる期間は、申請時点の直前の7月（学生納付特例は4月）まででした。

平成26年4月からは過去2年（2年1カ月前）までさかのぼって申請ができるようになりました。（学生納付特例も同様です）

【例】免除・納付猶予の場合（平成26年4月に申請する場合）

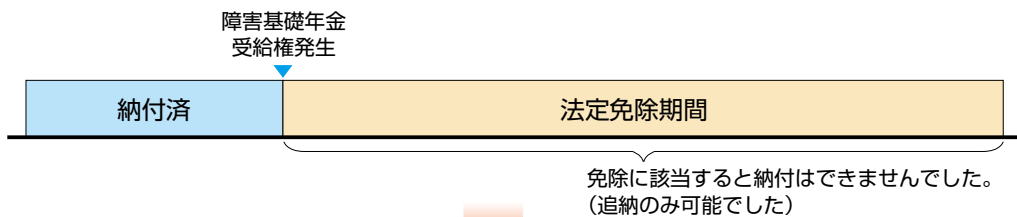
	24年 3月		25年 7月		26年 4月		26年 6月
これまで			← 申請が可能な期間 →				
平成26年 4月から	← 申請が可能な期間 →						
			2年1カ月				

② 法定免除期間の保険料が納付できるようになりました。

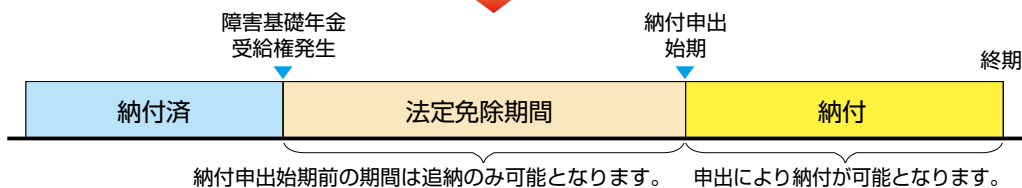
これまでは、法定免除を受けている方が保険料を納めるときは、保険料の後払い（追納制度といいます。追納制度は加算金が付く場合があります）のみ可能でした。

平成26年4月からは、法定免除期間のうちご本人が申し出した期間は、国民年金保険料を通常どおり納付することができるようになりました。

【これまで】



【平成26年4月から】



③ 付加保険料も2年間納付できるようになりました。

これまでは、付加保険料は納期限（翌月末）までに納めなければ、自動的に納めることができなくなる取扱いでした。

平成26年4月からは、国民年金保険料と同様に、付加保険料も納期限から2年間納めることができるようになりました。

※詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください

日本年金機構からのお知らせ

平成26年4月から 年金の受取りなどの仕組みが一部変わりました。

① 子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます。

これまでは、死亡した方によって生計を維持されていた「子のある妻」または「子」に遺族基礎年金が支給されていました。平成26年4月からは、「子のある夫」にも遺族基礎年金が支給されます。^{*}
^{*}平成26年4月以降に死亡した方の遺族基礎年金が対象となります。

② 未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されました。

これまでは、未支給年金を受け取れる遺族の範囲は亡くなった方と生計を同じくしていた「配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹」でした。平成26年4月からは、これに加え「それ以外の3親等内の親族(甥・姪、おじ・おば、子の配偶者など)」まで広がりました。^{*}
^{*}平成26年4月以降に死亡した方の未支給年金が対象となります。

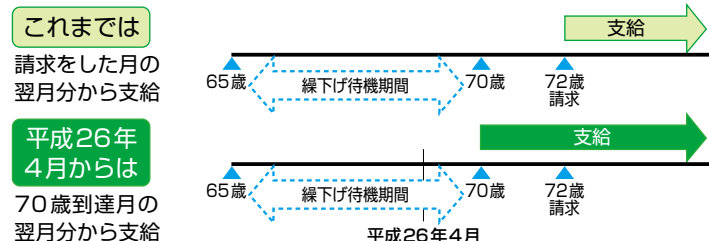
〈新たに未支給年金を受け取れる遺族〉

1親等	子の配偶者・配偶者の父母
2親等	孫の配偶者、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹
3親等	曾孫、曾祖父母、曾孫の配偶者、甥・姪、おじ・おば、甥・姪の配偶者、おじ・おばの配偶者、配偶者の曾祖父母、配偶者の甥・姪、配偶者のおじ・おば

③ 繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金が支給されます。

これまでは、老齢年金の受給権を取得した日から5年を経過した日後に繰下げの請求があったときは、請求の翌月から増額された年金が支給されていました。平成26年4月からは、5年を経過した日の属する月の翌月から増額された年金が支給されます。

〈例：65歳で老齢年金を受給できる方が72歳で繰下げ請求した場合〉



④ さかのぼって障害者特例による支給を受けられます。

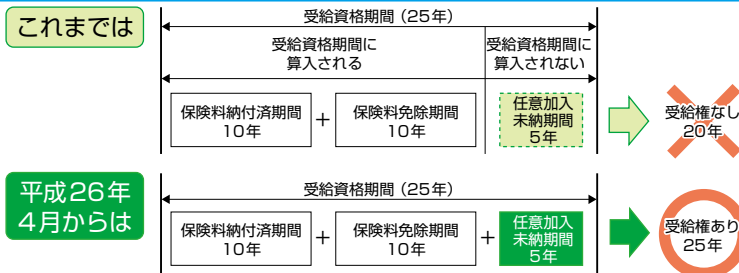
これまでは、障害の状態(障害厚生年金の1級から3級に該当する障害の程度)にある方が障害者特例(特別支給の老齢厚生年金に定額部分が加算)の請求をした場合、請求月の翌月から障害者特例による支給がされていました。平成26年4月からは、すでに障害年金を受けている方が請求した場合、特別支給の老齢厚生年金の受給権を取得したときにさかのぼって障害者特例による支給を受けられます。

⑤ 障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できます。

これまでは、障害年金を受けている方の障害の程度が増進した場合、その前の障害状態の確認等から1年の待機期間を経た後でなければ年金額の改定請求ができませんでした。平成26年4月からは、省令に定められた障害の程度が増進したことが明らかである場合には1年を待たずに請求することができます。

⑥ 国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます。

これまでは、国民年金の任意加入被保険者(サラリーマンの妻や海外在住者などで本人の申出により加入をしていた方)が保険料を納付しなかった期間については未納期間とされ、年金を受け取るために必要な期間(受給資格期間)に算入されませんでした。平成26年4月からは、この未納期間は合算対象期間^{*}として受給資格期間に算入されます。
^{*}合算対象期間は、年金の受取額には反映されません。



⑦ 年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります。

年金受給者が所在不明となって1カ月以上経過した場合、世帯員(住民票上の世帯が同一の方)は所在不明である旨の届出をする必要があります。
 (注)届出後、生存の事実確認を行い、確認できない場合は年金の支払いが一時止まります。

※詳しくはお近くの年金事務所へお問い合わせください

茨城県医師会と全国健康保険協会茨城支部が「健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書」を締結しました



小松会長（写真左）と徳宿支部長（写真右）

連携事項

- 一、生活習慣病の発症および重症化の予防に関すること
- 一、未治療者への受診勧奨に関すること
- 一、特定健康診査およびがん検診の受診促進に関すること
- 一、その他上記の目的を達成するために必要な事項に関すること

茨城県医師会（小松会長）と全国健康保険協会茨城支部（徳宿支部長）は、平成二六年六月三〇日、県民の健康づくりの推進に向けて相互の連携を強化する『健康づくりの推進に向けた包括的連携に関する覚書』を締結いたしました。

本覚書は、県民の「健康寿命の延伸」と「生活の質の向上」を目指した取り組みを連携・協力して進めることにより、県民の健康増進に資することを目的とし締結されました。

茨城県医師会と全国健康保険協会茨城支部では、目的を達成するために、次の項目について連携・協力していきます。

健診の予約はお済みですか？

健康づくりの第一歩は、ご自身の健康状態を知ることから始まります。年に一度は健康診断を受診しましょう！



生活習慣病予防健診 35歳～74歳の被保険者(ご本人)さまが対象

受診までの流れ

- 1 受診を希望する健診機関に予約してください
- 2 健診申込書に健診予約年月日・健診機関コード等を記入
- 3 協会けんぽに健診申込書をご郵送ください
- 4 健診を受診

特定健康診査 40歳～74歳の被扶養者(ご家族)さまが対象

受診までの流れ

- 1 協会けんぽからご自宅に届いた「特定健診受診券」を確認
- 2 お住まいの各市町村の集団健診の日程や受付時間を確認のうえ受診してください ※個別健診での受診もできます
- 3 受診の際には
・健康保険証
・特定健診受診券
・健診費用
をお持ちください

詳しくは協会けんぽのホームページをご覧ください！

お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki>

☎029-303-1500 (代表)